

令和8年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 川島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.5%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	108.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	146.2%
31～35年	90.2%
26～30年	77.6%
21～25年	99.0%
16～20年	94.9%
11～15年	77.8%
6～10年	94.9%
1～5年	88.4%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、女性職員の該当者なし。
- ・勤続年数1～5年には、埼玉県教育委員会等からの派遣職員（課長補佐相当職）を含む。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。